

令和5年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費補助金交付要綱

制 定 令和5年8月30日 畜第557号
 一部改正 令和6年1月4日 畜第892号
 一部改正 令和6年4月17日 畜第85号

(目的)

第1 配合飼料価格の高騰に伴う畜産経営体への影響を緩和するため、補助事業者が岩手県配合飼料価格安定緊急対策（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業者

一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会、JA全農くみあい飼料株式会社、岩手中央酪農業協同組合、岩手花平農業協同組合、新岩手農業協同組合又は全国畜産農業協同組合連合会をいう。

(2) 事業対象者

令和5年度に配合飼料価格安定制度に加入し、県内で家畜を飼養している畜産経営体をいう。

(補助金の交付の対象経費及び補助額)

第3 第1に規定する経費、事業対象期間及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

経 費	事業対象期間	補助額
補助事業者が補助事業を行う場合に要する経費のうち、(1) 配合飼料の購入費、(2) 事務費(1)の業務に要する経費	令和5年度第1四半期	(1) 事業費 定額 補助額は、以下に定める補助単価に対象数量を乗じた額とし、事業対象者ごとに10円未満を切り捨てる。 《補助単価》 令和5年度第1四半期の配合飼料価格と令和3年度の平均価格との差額から、国の配合飼料価格安定制度の令和5年度第1四半期の補てん金を引いた額の3分の1（小数点以下切捨て）とする。 ただし、1トン当たり2,000円を上限とする。 《対象数量》 令和5年度の配合飼料価格安定制度契約数量のうち第1四半期分の数量もしくは令和5年度第1四半期の購入数量のいずれか低い方（トン単位、小数点第4位以下切捨て）とする。
		(2) 事務費 定額（別表1に掲げる経費とし、1戸当たり900円を上限とする。）

令和5年度 第2四半期	<p>(1) 事業費 定額 補助額は、以下に定める補助単価に対象数量を乗じた額とし、事業対象者ごとに10円未満を切り捨てる。 《補助単価》 令和5年度第2四半期の配合飼料価格と令和3年度の平均価格との差額から、国の配合飼料価格安定制度の令和5年度第2四半期の補てん金を引いた額の3分の1（小数点以下切捨て）とする。 ただし、1トン当たり2,000円を上限とする。 《対象数量》 令和5年度の配合飼料価格安定制度契約数量のうち第2四半期分の数量もしくは令和5年度第2四半期の購入数量のいずれか低い方（トン単位、小数点第4位以下切捨て）とする。</p> <p>(2) 事務費 定額（別表1に掲げる経費とし、1戸当たり900円を上限とする。）</p>
令和5年度 第3四半期	<p>(1) 事業費 定額 補助額は、以下に定める補助単価に対象数量を乗じた額とし、事業対象者ごとに10円未満を切り捨てる。 《補助単価》 令和5年度第3四半期の配合飼料価格と令和3年度の平均価格との差額から、国の配合飼料価格安定制度の令和5年度第3四半期の補てん金を引いた額の3分の1（小数点以下切捨て）とする。 ただし、1トン当たり2,000円を上限とする。 《対象数量》 令和5年度の配合飼料価格安定制度契約数量のうち第3四半期分の数量もしくは令和5年度第3四半期の購入数量のいずれか低い方（トン単位、小数点第4位以下切捨て）とする。</p> <p>(2) 事務費 定額（別表1に掲げる経費とし、1戸当たり900円を上限とする。）</p>
令和5年度 第4四半期	<p>(1) 事業費 定額 補助額は、以下に定める補助単価に対象数量を乗じた額とし、事業対象者ごとに10円未満を切り捨てる。 《補助単価》 令和5年度第4四半期の配合飼料価格と令和3年度の平均価格との差額から、国の配合飼料価格安定制度の令和5年度第4四半期の補てん金を引いた額の3分の1（小数点以下切捨て）とする。 ただし、1トン当たり2,000円を上限とする。 《対象数量》 令和5年度の配合飼料価格安定制度契約数量のうち第4四半期分の数量もしくは令和5年度第4四半期の購入数量のいずれか低い方（トン単位、小数点第4位以下切捨て）とする。</p> <p>(2) 事務費 定額（別表1に掲げる経費とし、1戸当たり900円を上限とする。）</p>

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 計画書に掲げる経費の30パーセントを超える増減
- (2) 事業の中止又は廃止
- (3) 前各号に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更

(申請の取り下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第6 岩手県知事(以下「知事」という。)は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(前金払)

第7 知事は、必要があると認める場合は、補助金を前金払することがある。

- 2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、令和5年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費補助金前金払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表2のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和5年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正前の要綱に基づいて実施している補助事業については、なお従前の例による。

別表 1 (第 3 関係)

費 目	細 目	内 容	備 考
事務費	消耗品費	本事業を実施するために直接必要な紙代等として支払われる経費	
	印刷製本費	本事業を実施するために直接必要な印刷費として支払われる経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代等として支払われる経費	切手は物品受払簿で管理すること

別表 2 (第 8 関係)

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第 4 条の規定による書類	令和 5 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第 1 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部	別に定める。
規則第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規定により承認を受ける場合の書類	令和 5 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費変更(中止、廃止)承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事が必要と認める書類	第 4 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部	変更(中止、廃止)の理由が生じた日から 15 日以内
規則第 13 条第 1 項の規定による書類	令和 5 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費補助金請求(精算)書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他知事が必要と認める書類	第 5 号 第 2 号 第 3 号	1 部 1 部 1 部	事業完了後 15 日以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日

様式第 1 号（別表 2 関係）

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

令和 5 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費補助金交付申請書

年度において、岩手県配合飼料価格安定緊急対策費補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。
金 円

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 事業費

事業対象者	対象数量	補助単価	事業費	備考
計				

※実績書提出時にあたっては、配合飼料購入実績が確認できる資料を添付すること。

(2) 事務費

区分	内容	金額	備考
計			

※実績書提出時にあたっては、事務費支払い実績が確認できる資料を添付すること。

3 事業完了予定年月日

年 月 日

収支予算（精算）書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
県補助金		
その他		
計		

2 支出の部 (単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	備 考
事業費		
事務費		
計		

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

令和5年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費変更（中止、廃止）承認申請書
年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県配合飼料価格安定緊急対策費の実施について、次の理由により事業を変更（中止、廃止）したので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

理 由

注 変更前と変更後を容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

令和 5 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費補助金請求（精算）書
年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県配合飼料価格安定緊急対策費が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を請求します。

金	円		
補助金交付決定額	金		円
前金払受領額	金		円

注 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、表題の「請求」及び本文中「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。

岩手県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

令和 5 年度岩手県配合飼料価格安定緊急対策費補助金前金払請求書
年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった岩手県配合飼料価格安定緊急対策費について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求額
金 円

2 内 訳

補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	差引残高

3 理 由